

議案第20号

**東近江市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定
について**

東近江市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例

(東近江市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 東近江市福祉医療費助成条例(平成17年東近江市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「受給券」の次に「等」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、受給券の交付を受けた助成対象者又は保護者が受給券の提示に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により福祉医療費の助成を受けることができる旨の資格に係る情報を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等が当該情報を取得又は閲覧することができる場合は、この限りでない。

(東近江市老人福祉医療費助成条例の一部改正)

第2条 東近江市老人福祉医療費助成条例(平成17年東近江市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「受給券」の次に「等」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券の提示に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により老人福祉医療費の助成を受けることができる旨の資格に係る情報を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等が当該情報を取得又は閲覧することができる場合は、この限りでない。

(東近江市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 東近江市子ども医療費助成条例(平成21年東近江市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「受給券」の次に「等」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、受給券の交付を受けた助成対象者が受給券の提示に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いる方法により子ども医療費の助成を受けることができる旨の資格に係る情報を保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等が当該情報を取得又は閲覧するこ

とができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

医療費助成に係る資格情報のシステム連携に伴い、受給券の取扱いを改めたく、本議案を提出するものである。